各都道府県廃棄物主管部(局)御中

環境省環境再生·資源循環局 災害廃棄物対策室

災害廃棄物の処理等への事前の備えの確認について(周知)

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の 急な増水・氾濫、内水氾濫、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、竜巻等により、多数の人的 被害及び住家被害が発生しています。

つきましては、貴都道府県におかれましては、梅雨期及び台風期に当たり、以下の観点を含めた災害の発生に備えた事前の準備をお願いしますとともに、貴管内各市区町村に対し周知徹底を図って頂きますようお願いいたします。

(1) 災害廃棄物処理計画等の確認

策定している災害廃棄物処理計画等(災害時の組織体制、災害支援協定の内容、仮置場の候補地等)の再確認をお願いします。仮に策定していない場合又は策定していても有効性が不十分だと考えられる場合は令和3年3月に改訂版を周知した「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」「p.9の事前検討チェックリストを活用下さい。

(2) 浸水対策等

洪水ハザードマップにより一般廃棄物処理施設等の被害が想定され、かつ、浸水対策工事ができていない場合は、応急対策として土嚢、排水ポンプ、地下排水槽、ポンプ類の予備品や代替装置の保管などを含めた浸水対策の準備、及び廃棄物収集運搬車両の高台等への事前避難の準備を講じて下さい。

(3) 定期検査の時期の検討

¹ 「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」令和3年3月改訂 http://kouikishori.env.go.jp/guidance/initial_response_guide/pdf/initial_response_guide_main_210 3.pdf

出水時期等を勘案した廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律 137 号) 第8条の2の2第1項及び第 15 条の2の2第1項の定期検査の実施や、定期検査時の 代替施設についての検討をお願いします。

(4) 避難所ごみ対策

避難所におけるごみの捨て方については、避難者向け及び避難所運営者向けのごみの捨て方チラシ等²を参照の上、平時より、防災担当主管部局や衛生主管部局と連携して、適切な対応をお願いいたします。

また、避難所ごみの処理等については、関係部局と連携し、計画的な収集運搬・処理 体制の検討をお願いします。なお、災害時においても、廃棄物処理に関する業務実施時 には、地域の感染症の状況を踏まえつつ、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染 症対策に関する事務連絡及び廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライ ン3等をご参考に、下記の注意点等に留意いただくようお願いします。

- ・災害廃棄物の収集運搬や仮置場での分別作業で廃棄物に接触する場合、また、運転 席が開放された状態の重機の運転やごみ持込者の受付対応など、廃棄物の飛沫粉塵 に曝される恐れがある場合にも、手袋、マスク、その他の個人防護具の使用や、肌 の露出の少ない作業着(長袖・長ズボン)の着用。
- ・作業終了後の手洗い及び手指消毒等の実施。
- ・運搬車両等の定期的な清掃及び 0.05%次亜塩素酸ナトリウムや 70%の濃度のアルコールを用いた消毒の実施。
- ・食事、休憩、着替え等では3密の回避、マスク未着用での近距離の会話の自重。

災害により被害を受けた市町村が実施した災害廃棄物の処理事業及び廃棄物処理施設の復旧事業に対しまして、「災害等廃棄物処理事業費補助金」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」により財政支援を行っています。詳しくは環境省災害廃棄物対策情報サイト⁴を参照ください。

災害廃棄物対策にあたり疑義等が生じましたら、各地方環境事務所(別添)又は環境 省災害廃棄物対策室まで御連絡をお願いいたします。

² 環境省ウェブページ「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策について取りまとめた資料」 http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

³ 廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン http://www.env.go.jp/recycle/coronagaidorain.pdf

⁴ 環境省災害廃棄物対策情報サイト http://kouikishori.env.go.jp/action/auxiliary_scheme/

<連絡先>

(災害廃棄物対策について)

環境省環境再生·資源循環局災害廃棄物対策室

担当:小早川、小野

TEL: 03-5521-8358 (直通)

E-mail: hairi-saigai@env.go.jp

(災害等廃棄物処理事業費補助金について)

環境省環境再生·資源循環局廃棄物適正処理推進課

担当:野々村、安部

TEL: 03-5521-8337 (直通)

E-mail: hairi-shisetsu@env.go.jp

< 地方環境事務所 連絡先一覧 >

北海道地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 011-299-3738

東北地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 022-722-2871

関東地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 048-600-0814

中部地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 052-955-2132

近畿地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 06-6881-6502

中国四国地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 086-223-1584

中国四国地方環境事務所(四国事務所): TEL. 087-811-7240

九州地方環境事務所 資源循環課 : TEL. 096-322-2410